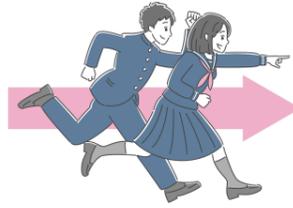


進路だより

道標

上尾市立瓦葺中学校
第11号
令和7年1月24日(金)

私立高校入試を終え、ほっと一息という安心感とともに、ここから県公立高校に向けて進んでいくぞと、気持ちも新たに作る時期となりました。これから私立高校の入試を迎える人や、県公立高校を受検しない人、ここからはそれぞれ異なる心境になるかもしれません。そういった時期だからこそ、先日の集会で伝えた2つのことを大切にしてほしいと思います。



●緊張したり、敏感になったり、普段とは違う自分を理解し、コントロールすることを学んでほしい

自分が緊張している、いつもとちがう、と理解することが大切。そして、そんな自分を客観的に見て、どう対処するかを学ぶ、今がその良い機会です。

●「いつもの」を大切にすること
そのために、それぞれがちょっとした気遣いや努力ができる人になってほしい

経験のないことに立ち向かう今だからこそ、「いつもの」時間を大切にしてほしい。毎日ある授業やそうじ、同級生と過ごす時間、そうした時間を心穏やかでいられることが大切。誰もが「いつもの自分」でいることが難しいからこそ、相手への気遣い、心穏やかでいるための努力がそれぞれがお互いのためにできる人であってほしい。

志願先変更の手順を確認してください

来週より、県公立高校への出願期間が始まります。高校への発送準備の都合で、本校では2月5日(水)までに電子出願システムでの手続きを含めた出願をお願いしています。

その後に志願先を変えたい場合には、以下の手順にしたがって、**2月18日(火)・19日(水)**で一度だけ変更が可能。変更には準備と時間が必要になります。**志願先変更の可能性がある場合には、必ず事前に担任まで相談をしてください。「志願先変更願(様式8)」をお渡しします。**

おおまかな手順

- 【該当者のみ】第4回三者面談にて、志願先変更をする可能性があるかどうか検討する
- 志願先変更の可能性がある場合は、早急に担任に伝え、「志願先変更願」を受け取る
- 【2/10(月)午後2時30分頃～】志願者倍率を見て、志願先変更をするかどうか決める
- 「志願先変更願」を担任へ提出する
→担任が、電子出願システム上で「志願先変更許可」または「志願取消許可」を行います
- 【2/18(火)9時～】電子出願システムにて「志願先変更申請」を行う
(必要な場合には) 選考手数料を再納付する
- 中学校に来校し、中学校校長の印が押された「志願先変更願」と新たに調査書を受け取る
- 先に出願した高校に行き、「志願先変更願」を提出する
高校から「志願先変更証明書」を受け取る
- 新たに出願する高校に行き、「志願先変更証明書」と調査書を提出する

(1) 【該当者のみ】第4回三者面談にて、志願先変更するかどうか検討する

- 3回の校長会テストの結果の推移と、調査書に記載された評定をもとに、1月27日(月)の進路指導委員会にて検討した結果をお伝えします。
- 2月10日(月)発表の志願者倍率で、どの程度であれば志願先変更をするのか、しないのかの目安を検討します。**

(2) 志願先変更の可能性がある場合は、早急に担任に伝え、「志願先変更願(様式8)」を受け取る

(3) **【2/10(月)午後2時30分頃～】**志願者倍率を見て、志願先変更をするかどうか決める

- 「志願先変更願」は、先に出願した高校へ提出する書類です。志願先変更期間に入る前に、事前に記入してください。
- 変更先の高校が決まり次第記入し、速やかに中学校へ提出してください。

(4) 【2/17(月)までに】「志願先変更願」を担任へ提出する

- 提出され次第、電子出願システム上で「志願先変更許可」を行います。「志願先変更許可」がされると、18日(火)から志願者が(5)の志願先変更申請をできるようになります。

【さいたま市立・川口市立 → 県立】への変更の場合

- 市立高校へ出願していたという情報を、県公立用の電子出願システムへ登録する必要があります。**
- 12/12発行の進路だよりの手順で進み、募集区分を「さいたま市立/川口市立からの志願情報受付」を選びます。この「志願情報仮申請」を**2月16日(日)までに完了してください。その後、担任の確認・中学校長の承認があります。**

【県立 → さいたま市立・川口市立】への変更の場合

- 県公立用の電子出願システムでの志願取り消しを行う必要があります。**担任より「志願取消許可」を行うと、志願者が電子出願システムのメニュー画面にある「志願取消」ボタンより志願取消申請ができます。
- さいたま市立・川口市立高校に新たに出願する必要があります。**「さいたま市立・川口市立高校に係る志願先変更」の手順については、1月下旬に各市ホームページに掲載予定です。

志願先変更願	
令和7年 月 日	
(印)	高等学校長
課程名	の課程
志望学科等名	(高・コース・部)
第2志望等の学科等名	(高・コース・部)
本人氏名	
保護者氏名(白部)	
私は、都合により下記のとおり志願先を変更したいので、志願先変更証明書を交付くださるようお願いいたします。	
志願先変更先高等学校名	
高等学校	科(高・コース・部)
「第2志望等の志願先変更先学科等	科(高・コース・部)
上記のことを申し立てます。	
中学校名	
校長氏名	印
受付年月日	令和7年 月 日

(5) 【2/18(火)午前9時から】

電子出願システムにて「志願先変更申請」を行う
(必要な場合には) 選考手数料を再納付する

- メニュー画面の「志願先変更情報の入力/修正」を選択します。
- 変更したい内容に合わせて志願情報を修正します。
- 登録内容に問題なければ「申請する」ボタンを選択します。
- 右のような「志願先変更の受付が完了しました」と表示されたら完了です。
- 入学選考手数料の再納付が必要な場合は、「入学選考手数料納付」ボタンが再度表示されます。志願情報登録の時と同じ手順で再納付します。

【現在の申請状況】

志願情報入力 → 入力内容確認 →

志願情報申請完了 → 入学選考手数料納付

!

- 志願先変更の受付が完了しました。
- 今後の志願情報の進捗については、メニュー画面よりご確認ください。
- 「メニューに戻る」ボタンから

【さいたま市立・川口市立 → 県立】への変更の場合

- ここで選択する募集区分では「さいたま市立/川口市立からの志願変更受付」を選ばないでください。**
- 「さいたま市立・川口市立高校に係る志願先変更」の手順については、1月下旬に各市ホームページに掲載予定です。

※ 申請した志願先変更情報は、志願情報と同じく、担任の先生の確認後、中学校長による承認を経て、志願先変更先の高校に提出されます。

(6) 中学校に来校し、中学校校長の印が押された「志願先変更願」と新たに調査書を受け取る

- 生徒本人だけでなく、保護者の方も一緒に行動してください。

(7) 先に出願した高校に行き、「志願先変更願」を提出し、「志願先変更証明書(様式9)」を受け取る

- 高校が書類を確認したあとに発行する「志願先変更証明書」を持って、新たに出願する高校へ向かいます。

(8) 【2/19(水)午後4時まで】新たに出願する高校に行き、「志願先変更証明書」と調査書を提出する

- 高校に書類が受理されたところで、志願先変更は完了です。